

事 務 連 絡  
平成13年3月30日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局審査管理課

承認申請中の化粧品の取扱いについて（その2）

化粧品製造（輸入）承認申請中の品目については、平成13年2月1日付けで、照会に対する回答及び差換えが2月中に完了しなかった場合、承認・許可の事務処理期間を勘案すると、3月中に製造を始めることは困難である旨、連絡しましたが、3月末においても、承認されていない品目が多数有ります。

また、3月末日をもって昭和36年2月厚生省告示第15号は廃止されるため、上記告示に基づく申請については、4月1日以降、承認が不要となります。

従って、本日までに承認されなかった品目については、取り下げ願いを提出するよう貴管下関係業者にご指導方お願いします。

